

平成29年9月 6日 開会
平成29年9月26日 閉会
(定例第7回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 134 号

平成 29 年第 7 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成 29 年 9 月 1 日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 平成 29 年 9 月 6 日 (木) 午前 10 時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

○開会日に応招した議員

森 本 貴 之	池 田 幸 恵
門 脇 輝 明	加 藤 紀 之
大 原 広 巳	大 杖 正 彦
米 本 隆 記	大 森 正 治
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美 智 恵
岡 田 聰	野 口 俊 明
西 山 富 三 郎	杉 谷 洋 一

○応招しなかった議員

なし

第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 29 年 9 月 6 日 (水 曜 日)

議 事 日 程

平成 29 年 9 月 6 日 午前 10 時開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 101 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 102 号 平成 28 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議案第 103 号 平成 28 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 議案第 104 号 平成 28 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議案第 105 号 平成 28 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第 106 号 平成 28 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 107 号 平成 28 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 議案第 108 号 平成 28 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 議案第 109 号 平成 28 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 議案第 110 号 平成 28 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議案第 111 号 平成 28 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 議案第 112 号 平成 28 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 議案第 113 号 平成 28 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17 議案第 114 号 平成 28 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 18 議案第 115 号 平成 28 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定につい
て

日程第 19 議案第 116 号 平成 28 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 20 議案第 117 号 平成 28 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい
て

日程第 21 議案第 118 号 平成 28 年度大山町水道事業会計決算の認定について

日程第 22 議案第 119 号 平成 29 年度大山町一般会計補正予算 (第 2 号)

日程第 23 議案第 120 号 平成 29 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 24 議案第 121 号 平成 29 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 25 議案第 122 号 平成 29 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 1 号)

日程第 26 議案第 123 号 平成 29 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 27 議案第 124 号 平成 29 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 28 議案第 125 号 平成 29 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (16 名)

1 番 森 本 貴 之	2 番 池 田 幸 恵
3 番 門 脇 輝 明	4 番 加 藤 紀 之
5 番 大 原 広 巳	6 番 大 杖 正 彦
7 番 米 本 隆 記	8 番 大 森 正 治
9 番 野 口 昌 作	10 番 近 藤 大 介
11 番 西 尾 寿 博	12 番 吉 原 美 智 恵
13 番 岡 田 聰	14 番 野 口 俊 明
15 番 西 山 富 三 郎	16 番 杉 谷 洋 一

欠席議員 (なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 手 島 千津夫 書記 …………… 関 真 弓

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	竹 口 大 紀	教育長 ……………	鷲 見 寛 幸
副町長 ……………	野 間 一 成	教育次長……………	佐 藤 康 隆
総務課長 ……………	野 坂 友 晴	幼児・学校教育課長 ……………	森 田 典 子
総務課参事……………	金 田 茂 之	人権・社会教育課長 ……………	西 尾 秀 道
税務課長……………	遠 藤 忠 敏	企画情報課長 ……………	井 上 龍
住民生活課長……………	山 岡 浩 義	企画情報課参事 ……………	大 黒 辰 信
建設課長 ……………	大 前 満	水道課長……………	野 口 尚 登
農林水産課長……………	末 次 四 郎	農業委員会事務局……………	田 中 延 明
福祉介護課長 ……………	松 田 博 明	健康対策課長 ……………	後 藤 英 紀
観光商工課長 ……………	持 田 隆 昌	会計管理者……………	岡 田 栄
地籍調査課長 ……………	白 石 貴 和	代表監査委員……………	石 黒 澄 男

午前 10 時 00 分開会

○局長(手島千津夫) 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会宣告

○議長(杉谷 洋一君) みなさんおはようございます。

ただいまの出席議員は 16 人です。

定足数に達しておりますので、平成 29 年第 7 回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、9 番 野口昌作議員、10 番 近藤大介議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの21日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月26日までの21日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（杉谷 洋一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

次に6月定例会において可決した意見書は、6月28日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告から報告第15号 長期継続契約締結の報告についてまで、計6件の報告の申し出があります。

これを許します。竹口大紀町長

○町長（竹口 大紀君） みなさんおはようございます。本日からの9月定例議会よろしくお願いたします。

9月定例議会における政務報告をさせていただきます。6月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず総務課関係です。

平成29年度西部広域消防圏連合演習について。

西部地区の7町村で毎年実施している西部広域消防圏連合演習が8月20日（日）に日南町で行われました。大山町消防団1台、他町村の参加13台、合計14台で大火災発生時の相互応援、活動の習熟を図りました。

職員採用試験について。平成29年度大山町職員採用試験の前期試験を7月21日（金）に実施し、保健師1名、土木技師1名の計2名の採用を決定しました。

次に企画情報課関係です。

「第15回甲川溪流まつり」について。7月30日（日）に、中山まちづくり実行委員会主催により開催され、町内外から親子連れなど、約300人の参加がありました。晴天のなか、魚のつかみ取り・バーベキュー・上流探検など実施され、日本百名谷の「甲川

溪谷」を堪能していただきました。

次に、襄陽郡中学生の来町について。大山町と友好親善交流協定を締結している大韓民国江原道襄陽郡から中学生 6 人と引率 2 人が、8 月 8 日（火）から 10 日（木）にかけて来町し、交流を深めました。滞在中は大山中学校などを訪問し、ともに互いの文化の違いについての認識の機会となりました。

「だいせんファンクラブ交流会」について。8 月 27 日（日）に本年は東京で開催し、会員・来賓など合わせて 26 名の出席となりました。

交流会では、最近の町の様子を映像で紹介し、参加された皆様には、現在の近況の報告をしていただき、特産品を味わいながらふるさとの話に花を咲かせ、交流を深めていただくことができました。

次に、米子工業高等専門学校との連携協定についてです。8 月 25 日（金）大山町と米子工業高等専門学校との間で、包括連携協定を締結いたしました。

この協定は、大山町の地域活性化と米子高専の教育・研究の推進を図ることを目的として締結したもので、今後、大山町の空き家活用や公共施設の有効利用などに連携して取り組んでいきます。

この協定により、高等教育機関との協定は鳥取大学に続き 2 件目となりました。

次に住民生活課関係です。

海の日海岸清掃について。地域の環境美化と意識の啓発を図るため、7 月 17 日に「第 18 回海の日海岸清掃」を行いました。平田、末吉海岸で地元の集落、まちづくり所子地区会議、スポーツ少年団、各種団体などあわせて約 300 人に参加していただき、約 1.5 トンのゴミを収集することができました。また、名和、中山地区でも住民による海岸清掃が実施されております。今後も海岸の清掃活動を推進してまいりたいと存じます。

次に福祉介護課関係です。

敬老事業について。集落や地域自主組織などが主体となり、取り組んでいただいております敬老事業は、147 団体から申請をいただきました。集落などの年間行事として定着しつつあり、引き続き支援をしてまいります。

次に農林水産課関係です

しっかり守る農林基盤交付金事業について。町内を 4 工区に分け、合計 2,582 万 2,800 円の工事費で水路の改修、水田の暗渠排水等の工事を発注し、年内完成を目指し現在施工中であります。

次に第 11 回全国和牛能力共進会出品についてです。9 月 7 日から宮城県仙台市で開催されます第 11 回全国和牛能力共進会の出品牛として、上坪東の小谷茂さんが飼育する雌牛 1 頭と、羽田井の西田佳樹さんが飼育する肥育牛 2 頭が鳥取県代表牛として選ばれました。この大会は 5 年に一度開催され、和牛の育種改良やその優秀性を競う全国大会で、優秀な成績を収められることをお祈りするとともに、このことが町内の畜産業発

展の一助になればと期待しています。

次に、農業委員会関係です。

大山町農業委員会の新体制についてです。任期満了に伴う新たな農業委員会法に基づく農業委員会が、7月20日からスタートいたしました。新体制では、農業委員15名と農地利用最適化推進委員15名の30名で組織され、会長には名和地区の米澤誠一さん、会長職務代理者には、中山地区の岸本耕二さんが選出されました。さっそく8月11日から21班体制での農地パトロールが開始されており、今後の農業委員会活動に期待するものであります。

次に、建設課関係です。

社会資本整備総合交付金事業についてです。道路改良工事について、町道坊領向原線橋梁上部工事を請負施工中であります。

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、町道坊領佐摩線（佐摩橋）橋梁補修工事「調査設計業務委託」及び町道橋梁定期点検業務委託を発注委託し、業務遂行中であります。

平成28年度からの繰り越し事業であります、町道退休寺線改良工事については、工事完了しました。

次に、地籍調査課関係です。

平成28年度に2年目工程を完了した地区の状況についてです。平成28年度に2年目工程を終了した、中山地区の羽田井集落と集落東側山林琴浦町境は県の認証請求中で、大山地区の長田の一部、前・種原の一部は県の認証が終了しました。

次に水道課関係です。

上水道についてです。大山町水道監視設備設計業務、中山第3配水池送水管布設替測量設計業務を発注委託し業務遂行中であります。

次に下水道についてです。

農業集落排水事業上野末吉地区測量設計業務、大山町公共下水道に係る事業計画検討業務委託について業務遂行中であります。

次に、観光商工課関係です。

各種イベントの実施についてです。例年好評を頂いている大山お盆の大献灯・和傘灯りは、8月11日から13日までの3日間の開催でした。初日があいにくの雨でしたが、3日間の合計で約8,000名の皆様にお越しいただきました。

また、8月27日開催の「大山参道ぐーちゃん祭り」も、昨年同様の皆様にお出かけ頂きました。

次に、伯耆国大山開山1300年祭についてです。6月の一般質問でありましたが、伯耆国大山開山1300年祭PRポロシャツを、町内の事業所でも購入できるようにいたしました。

また、昨年制定された「山の日」を記念した全国大会が、来年は大山で開催される

ことが決定し、本年度開催の栃木県那須大会において引き継ぎ式に参加してまいりました。今後は、県や米子市と協力し、大山や鳥取県西部全域を県内外に発信してまいります。

今後、星取県大山フェスティバル、写真で地蔵ロゲイニング、秋のたいまつ行列などの各種イベントに取り組んでまいります。

次に大山町観光案内所の移転についてです。国立公園満喫プロジェクトの一環として、環境省所管の大山情報館改築と機能分担のため、7月14日に大山町観光案内所が大山情報館からこもれびと1階に移転しました。観光局事務所も同時に移転しツアーデスクを含めた一体的な総合案内を展開してまいります。

次に、人権・社会教育課関係です。

第10回大山町総合文化祭実行委員会の立ち上げについてです。本年度、第10回大山町総合文化祭を10月28日・29日に開催予定としております。7月18日に文化祭実行委員会を立ち上げ、今年はプレ大山開山1300年祭の年で、会場が大山農業者トレーニングセンターであることから、大山を意識した内容とする方向性で取り組みが始まったところです。

次に、「大山町立図書館寄贈本所蔵記念講演会」についてです。

昨年度、ハンセン病患者への差別問題について深く関わってこられた本町あけまの森の荒井玲子さんから、町立図書館にハンセン病に関する貴重な資料200点を寄贈いただきました。図書館で資料整理を行い、皆様にご活用いただけるようになりましたことを記念して、寄贈をいただいた荒井玲子さんを講師にお招きして7月21日に「鳥取県のハンセン病問題と関わって」と題してご講演をいただきました。

に、「大山寺本堂及び鐘楼の国有形文化財登録答申」についてです。今年2月に、次大山寺の本堂及び鐘楼を国登録有形文化財に登録するよう意見具申を行ってまいりました。これについて、7月21日に開かれた国の文化審議会において、国登録有形文化財登録の答申がなされました。7月23日にはこれを記念したセレモニーを本堂前において開催し、議長はじめ多くの議員にも、お揃いの「伯耆国大山開山1300年祭」ポロシャツでご参加をいただきました。

次に、「沖縄県嘉手納町との人材育成交流」についてです。8月1日から4日までの間、本町の各小学校から計16名の児童代表と引率者3名を沖縄県嘉手納町に三泊四日の人材育成交流事業で派遣いたしました。4回の事前学習を積んで参加した児童たちは、台風の影響が心配される中でしたが、沖縄での平和学習、嘉手納町でのホームステイ交流など、貴重な経験を通じて成長し、無事に帰って参りました。

次に「人権・同和教育推進者養成講座」の開催についてです。

前回の報告以降も「みんなの人権セミナー」を2回開催しました。「人権・同和教育推進者養成講座」では、PTA対象の講座を8月17日・18日に、町内事業所を対象に

「L/G/B/T」についての理解を深める講座を22日に開催いたしました。

次に報告第11号 平成28年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告についてです。

本案は、平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条の規定により、平成28年度決算に基づく大山町健全化判断比率を、議会にご報告するものであります。

健全化判断比率の指数は、

- (1) 実質赤字比率、普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
 - (2) 連結実質赤字比率、全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
 - (3) 実質公債費比率、一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合
 - (4) 将来負担比率、一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合
- の4つの指標で判断するもので、本町の指数はお手元に配布しております別紙のとおりであります。

以上で、報告の説明を終わります。

次に、報告第12号 平成28年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告についてです。本案は、平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条の規定により、平成28年度決算に基づく大山町資金不足比率を、議会にご報告するものであります。

資金不足比率は公営企業会計が対象で、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものであります。

本町では、赤字決算の公営企業会計はございませんので、別紙のとおりとなっております。

次に報告第13・14号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてです。

本案は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

損害賠償の額、相手方、事故の概要はお手元に配布しております報告書のとおりであります。

次に報告第15号 長期継続契約締結の報告についてです。

本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。

契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第101号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第4、議案第101号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。 竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第101号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成29年6月2日に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による介護保険法の改正に伴い、関係条文の整備を行うものであります。

改正の内容としましては、罰則規定の拡充で、これまで対象外であった、第2号被保険者の配偶者やその世帯員等も対象者とするものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第102号～日程第21 議案第118号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第5、議案第102号 平成28年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第21、議案第118号 平成28年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計17件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第102号 平成28年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成28年度大山町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して提案いたしておりますので、認定のほどよろしくお願いいたします。

決算の概要につきましては、決算書293ページの「実質収支に関する調書」に記載をしておりますが、歳入総額118億7,311万2,310円に対して、歳出総額110億7,944万9,943円で、歳入歳出差引額7億9,366万2,367円となっております。

このうち、翌年度へ繰越すべき財源（繰越明許費繰越額）2億8,680万3,000円を控除いたしますと、本会計の実質収支額は、5億685万9,367円であります。

それでは、決算の概要について、歳入からご説明を申し上げます。

平成28年度大山町一般会計歳入決算額は、予算現額135億2,816万9,000円に対し、調定額119億8,616万6,077円、収入済額118億7,311万2,310円で、町税1,102万5,135円を不納欠損しておりますので、収入未済額は、1億202万8,632円となり、予算現額に対して87.8%、調定額に対して99.1%の収入状況となっております。

未収金につきましては、27年度と比較して671万3,763円減少しました。さらなる未収金の減少について努力してまいりますので、議員各位、また町民の皆様にもご理解をお願いする次第であります。

次に歳入の大きなウエイトを占める明細書21ページから22ページ、第35款地方交付税ですが、決算額は53億401万3,000円で、前年度比、額にして1億9,022万円の減でありました。

普通交付税は、平成27年度に比べて1億7,526万7,000円の減となっております。その理由としましては、合併算定替え措置の縮減が1割から3割となったことが主な要因であるものと分析しております。

次に、歳出の概要について、ご説明申し上げます。

総括表13ページ、14ページになりますが、平成28年度の一般会計歳出決算額は、予算現額135億2,816万9,000円に対し、支出済額110億7,944万9,943円で、予算現額に対します執行率は、81.9%であります。

また、翌年度に繰り越す額19億390万8,000円を控除した不用額は5億4,481万1,057円であります。

以上、平成28年度大山町一般会計の歳入歳出決算の概要についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、お手元に配付の平成28年度決算審査資料をご覧くださいいただきますようお願いいたします。

次に、議案第103号平成28年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明をいたします。

本会計の歳入歳出決算額は、歳入31万7,952円、歳出31万7,952円で、歳入歳出差引残額は0円であります。

歳入の主なものは、第5款財産収入第5項財産運用収入の利子及び配当金31万7,950円で、土地開発基金から生じた利子であります。

歳出につきましては、第10款諸支出金第5項公有財産取得費の31万7,952円で、土地開発基金へ繰り出しをしております。

なお、土地開発基金の現金残高は、平成28年度末現在で1億2,849万7,000円となっております。

次に、議案第104号平成28年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

決算額は、歳入総額は1,641万7,338円に対し、歳出総額は1,641万7,338円で、歳入歳出差引残額は0円であります。

はじめに歳入の主なものについてご説明いたします。

第5款県支出金376万6,000円は、県からの貸付事業に係る補助金であります。第20款諸収入の主なものは、貸付金元利収入1,261万265円で、収入未済額は2億9,426万8,923円

となっております。

第5款総務費 1,005万9,466円は、一般会計繰出金などであります。第10款公債費 635万7,872円は元金及び利子の償還金であります。

議案第105号 平成28年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明をいたします。

歳入の決算総額 1,098万5,984円に対し、歳出総額は、798万2,386円で差引残額 300万3,598円を平成29年度大山町開拓専用水道特別会計に繰り越しております。

歳入についてご説明いたします。

第5款管理収入 934万1,016円は、計量給水料金であります。第10款使用料及び手数料 4,320円は、工事検査手数料であります。第15款財産収入 2万1,113円は、開拓専用水道施設整備基金利子であります。第20款寄付金 40万円は、新規加入者寄付金であります。第25款繰越金 96万3,607円は、前年度繰越金であります。第30款諸収入 25万5,928円は、預金利子、開拓水道施設管理負担金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

第5款総務費 798万2,386円のうち主なものをご説明いたします。需用費の内、配水設備修繕料 331万1,220円は、施設及び管路等の修繕に係るものであります。委託料の 65万1,436円は、水質検査業務及び検針委託料であります。負担金補助及び交付金の 200万円は、施設の維持管理負担金として、水道事業会計へ負担したものであります。積立金の 102万1,113円は、将来の施設整備に備え、基金へ積み立てたものであります。

次に、議案第106号 平成28年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

歳入総額 1,144万6,740円に対し、歳出総額も 1,144万6,740円と同額となっております。

歳入から主なものをご説明いたします。

第5款寄付金が鳥取県サッカー協会からの寄附金 80万円、第10款繰入金が、一般会計からの繰入金 1,064万6,740円であります。

次に歳出では、第5款総務費のうち施設運営経費であります一般管理費が 1,142万6,640円でありまして、主な内容といたしましては、施設修繕料 139万7,520円、指定管理委託料 570万円、鳥取県フットボールセンター運営業務委託料 48万5,000円、仮設トイレリース料 61万1,280円、施設備品購入費 245万5,704円などです。第10款公債費は償還金の利子 2万100円であります。

次に、議案第107号 平成28年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

歳入の決算総額 1,117万4,589円に対し、歳出総額は、1,117万4,589円でありま

す。

歳入について、ご説明いたします。

第 10 款使用料及び手数料の 431 万 6,790 円は、水道使用料及び検査手数料であります。第 20 款繰入金 685 万 7,788 円は、一般会計繰入金であります。第 30 款諸収入 11 円は預金利子であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

第 5 款総務費 651 万 8,839 円は、電気料、修繕料など施設の維持管理費及び水質検査委託料など衛生管理費であります。第 15 款公債費 465 万 5,750 円は、借入金の元利償還金であります。

なお、本特別会計は平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止し、残額を大山町水道事業会計へ引き継ぎました。

次に、議案第 108 号 平成 28 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本会計におきましては、歳入総額が 26 億 4,179 万 1,972 円、歳出総額が 25 億 7,412 万 5,805 円となり、歳入歳出差引残額 6,766 万 6,167 円を翌年度に繰越すものであります。

歳入から款をおって主なものを説明いたします。

第 5 款国民健康保険税は、収入済額が 4 億 4,755 万 9,898 円、不納欠損額 1,161 万 8,010 円、収入未済額 8,398 万 946 円で、収納率は、現年分が 95.37%、過年度分が 21.95%となっております。第 10 款使用料及び手数料 15 万 7,760 円は、督促手数料であります。第 15 款国庫支出金 5 億 1,934 万 3,020 円の主なものは、療養給付費等負担金であります。第 20 款前期高齢者交付金は、6 億 7,070 万 1,403 円であります。第 25 款療養給付費等交付金は、9,937 万 3,172 円であります。第 30 款県支出金 1 億 1,971 万 5,820 円の主なものは、財政調整交付金であります。第 35 款共同事業交付金は、5 億 8,114 万 1,997 円であります。第 40 款財産収入 5 万 6,141 円は、積立金利子であります。第 50 款繰入金 1 億 7,588 万 6,631 円は、一般会計繰入金であります。第 55 款繰越金 2,706 万 3,467 円は、前年度の決算による繰越金であります。第 60 款諸収入 79 万 2,663 円の主なものは、国保税延滞金及び療養費返納金であります。

次に、歳出について説明いたします。

第 5 款総務費 3,286 万 8,007 円の主なものは、職員給与費、電算共同処理に係る委託料、及び国保連合会負担金であります。第 10 款保険給付費 16 億 342 万 1,783 円は、各種の医療給付費とその審査支払手数料、また、出産育児一時金及び葬祭費として支出しております。

尚、年間 1 人当たりの医療費は約 39 万 7,000 円、給付費では約 33 万 5,000 円となっております。第 15 款後期高齢者支援金等 2 億 5,645 万 1,447 円は、後期高齢者医療制

度への支援金であります。第 20 款前期高齢者納付金等 18 万 3,753 円は、保険者間における前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整するための納付金であります。第 25 款老人保健拠出金 9,134 円は、社会保険診療報酬支払基金への事務費拠出金であります。第 30 款介護納付金 9,331 万 4,952 円は、介護給付費に係る社会保険支払基金への納付金であります。第 35 款共同事業拠出金 5 億 6,202 万 344 円は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る拠出金であります。第 40 款保健事業費 1,591 万 4,561 円の主なものは、特定健康診査等の委託料、及び人間ドックの健診委託料であります。第 45 款基金積立金は、5 万 6,141 円であります。第 55 款諸支出金 988 万 5,683 円の主なものは、国保税の還付金、国庫負担金等の返還金、及び国民健康保険診療所特別会計への繰出金であります。

次に、議案第 109 号 平成 28 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町国民健康保険名和診療所、大山診療所及び大山口診療所の 3 診療所を合わせた診療施設勘定決算であります。

歳入総額 3 億 4,258 万 3,311 円に対し、歳出総額は同額の 3 億 4,258 万 3,311 円であります。

歳入の主なものをご説明いたします。

第 5 款診療収入 2 億 5,016 万 1,463 円は、外来での診療報酬収入及びその一部負担金収入であります。第 15 款使用料及び手数料 2,599 万 5,584 円は、文書料、健康診断及び予防接種手数料であります。第 30 款繰入金 3,254 万 9,349 円の主な内訳は、診療施設整備に係る起債償還分などであります。

続いて歳出について説明をいたします。

第 5 款総務費 1 億 6,934 万 2,798 円は、人件費及び診療所維持運営費が主なものであります。第 10 款医業費 1 億 5,312 万 3,259 円は、医薬材料代、臨床検査委託料が主なものであります。

次に、議案第 110 号 平成 28 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本会計の歳入総額は 1 億 9,758 万 2,831 円、歳出総額は、1 億 9,728 万 3,201 円で歳入歳出差し引き残額 299,630 円を、翌年度に繰越すものであります。

歳入から款をおって主なものを説明いたします。

第 5 款保険料 1 億 2,050 万 6,602 円は、後期高齢者に係わる保険料であります。第 20 款繰入金 7,648 万 1,793 円は、保険基盤安定に係る保険料軽減分と事務費に係る一般会計からの繰入金であります。

次に歳出について説明いたします。

第 5 款総務費 297 万 5,751 円の主なものは、一般管理費と賦課徴収費であります。

第 10 款後期高齢者医療納付金 1 億 9,389 万 1,750 円は、保険料等負担金および広域連合事務費負担金であります。

次に議案第 111 号 平成 28 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本会計におきまして、歳入総額 22 億 9,116 万 2,685 円、歳出総額 21 億 8,885 万 500 円で、歳入歳出差引 1 億 231 万 2,185 円の残額となっております。

歳入から説明いたします。

第 5 款介護保険料の収入済額は 4 億 6,184 万 1,665 円で収納率は 98.4%であります。第 15 款国庫支出金 5 億 5,084 万 8,260 円は、介護給付費・地域支援事業費に係る国庫負担金及び調整交付金・補助金であります。第 20 款支払基金交付金 5 億 8,063 万 726 円は、第 2 号被保険者納付保険料が介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として交付されたものであります。第 25 款県支出金 3 億 2,367 万 2,247 円は、介護給付費及び地域支援事業費の県負担金及び補助金であります。第 30 款繰入金 3 億 694 万 7,699 円は、介護給付費及び地域支援事業費に係る町負担分等を一般会計から繰入したものであります。

次に歳出について説明いたします。

第 10 款保険給付費 20 億 3,180 万 2,991 円は、介護サービス等諸費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、介護予防サービス等諸費、国保連への審査支払手数料に支出しております。第 15 款地域支援事業費 7,233 万 5,595 円は、地域で自立した生活をおくることを支援する介護予防事業費や包括支援事業・任意事業費として支出しております。第 25 款公債費 1,800 万円は、鳥取県介護保険財政安定化基金からの借入金償還金であります。

次に、議案第 112 号 平成 28 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

歳入の決算総額 4 億 4,295 万 9,956 円に対し、歳出総額は、4 億 4,283 万 1,039 円で差引残額 12 万 8,917 円を平成 29 年度大山町農業集落排水事業特別会計に繰り越しております。

歳入について、ご説明いたします。

第 5 款分担金及び負担金 426 万 5,000 円は、加入分担金であります。第 10 款使用料及び手数料 1 億 1,071 万 5,890 円は、下水道使用料及び督促手数料であります。第 20 款県支出金 561 万 6,000 円は、低コスト型農業集落排水施設支援事業補助金であります。第 25 款繰入金 3 億 2,220 万円は、一般会計からの繰入金であります。第 30 款繰越金 16 万 799 円は、前年度からの繰越金であります。第 35 款諸収入 2,267 円は、預金利子及び過年度自動車保険料返戻金であります。

第 5 款事業費 1 億 3,491 万 5,385 円は、処理場等の施設管理費、修繕等に要した経

費であります。第 10 款公債費 3 億 789 万 2,878 円は、起債の元利償還金であります。第 15 款諸支出金 2 万 2,776 円過年度分の下水道使用料還付金であります。

次に議案第 113 号 平成 28 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明をいたします。

歳入の決算総額 3 億 9,761 万 2,965 円に対し、歳出総額は、3 億 9,752 万 8,204 円で差引残額 8 万 4,761 円を平成 29 年度大山町公共下水道事業特別会計に繰り越しております。

歳入について、ご説明いたします。

第 5 款分担金及び負担金 485 万 9,500 円は、加入分担金であります。第 10 款使用料及び手数料 1 億 1,639 万 5,642 円は、下水道使用料及び督促手数料であります。第 15 款国庫支出金 1,631 万 5,000 円は社会資本整備総合交付金であります。第 20 款繰入金 2 億 5,150 万円は、一般会計からの繰入金であります。第 25 款繰越金 14 万 2,587 円は、前年度からの繰越金であります。第 30 款諸収入 236 円は、預金利子であります。第 35 款町債 840 万円は、公共下水道事業債及び辺地対策事業債であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

第 5 款事業費 1 億 3,224 万 9,814 円は、処理場等の施設管理費、修繕等に要した経費であります。第 10 款公債費 2 億 6,521 万 3,248 円は、起債の元利償還金であります。第 15 款諸支出金 6 万 5,142 円は、過年度分の下水道使用料還付金であります。

次に議案第 114 号 平成 28 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本会計の決算額は、歳入総額 4,296 万 8,919 円に対し、歳出総額 4,150 万 8,838 円であり、差引残額 146 万 81 円を翌年度に繰り越すものであります。

決算書 5 ページからの歳入歳出決算事項別明細書により、歳入から款をおって主なものをご説明いたします。

第 20 款繰越金 412 万 8,539 円は、前年度からの繰越金であります。第 25 款諸収入のうち、第 5 項収益事業収入 3,693 万 5,415 円は、電力の売電収入であります。また、第 10 項雑入 188 万 7,084 円は、落雷による風車の損傷に係る建物災害共済金であります。

次に歳出についてご説明いたします。

第 5 款総務費は、風力発電所の管理運営費であり、主なものとして、風車ブレード、落雷対応等の補修に係る施設修繕料 1,245 万 4,452 円、風力発電所の保守点検業務委託料 529 万 2,000 円、地方消費税 182 万 4,400 円であります。また、今年度は、風力発電事業基金へ 120 万円の積み立てを行っております。第 10 款公債費は、地方債に係る元金償還金 1,730 万 7,096 円と、償還金利子 985 万 76 円であります。

次に、議案第 115 号 平成 28 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて提案理由のご説明をいたします。

本会計の決算額は、歳入総額 1,993 万 6,468 円に対し、歳出総額は 1,993 万 6,468 円で差引残額は 0 円であります。

歳入から款をおって主なものをご説明いたします。

第 5 款使用料 393 万 1,200 円は、指定管理者並びにナスパルタウン居住者等からの温泉使用料であります。第 10 款繰入金 1,600 万 5,266 円は、一般会計からの繰入金であります。

次に歳出についてご説明いたします。

第 5 款温泉館費 1,993 万 6,468 円は温泉館運営費で、主なものは修繕料 92 万 7,212 円、保険料 13 万 8,824 円、指定管理等の委託料 368 万 5,832 円、ボイラー改修工事設計監理委託料 135 万円、ボイラー改修工事請負費 1,382 万 4,000 円であります。

次に議案第 116 号 平成 28 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

この会計は、分譲宅地「ナスパルタウン」「大山口南団地」の販売、維持管理を行う会計であります。

歳入の決算総額 8,416 万 6,542 円に対し、歳出の決算総額 7,288 万 9,592 円で、差引残額 1,127 万 6,950 円となるものであります。

歳入について説明します。

第 5 款財産収入 5,424 万 3,750 円は、土地売り払い収入が主なものであり、内訳は「ナスパルタウン」1 区画、「大山口南団地」9 区画の販売実績であります。第 15 款繰越金 10 万 2,792 円は前年度からの繰越金、第 25 款町債 2,980 万円は「大山口南団地」造成工事に係る起債の借り入れであります。

次に歳出について説明いたします。

第 5 款宅地造成事業費 7,288 万 9,592 円の主なものは、施設維持管理委託料 64 万 4,000 円、「大山口南団地」造成工事に伴う測量設計委託料として 961 万 2,000 円、工事請負費として 4,966 万 5,960 円、用地取得費として 1,277 万 7,600 円であります。

次に議案第 117 号 平成 28 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

だいせんホワイトリゾートとして 7 シーズン目となりました 28 年度は、2 年連続の暖冬による雪不足で、年末年始はとびとびの営業となりました。1 月 23 日に大雪となり、3 月 26 日までの営業日数は昨年より 30 日多い 91 日間で、入り込みも前年比 28% 増の約 13 万人でありました。

歳入総額 9,983 万 6,156 円に対し、歳出総額も 9,983 万 6,156 円と、同額となっております。

歳入から主なものをご説明いたします。

第 20 款諸収入は 1,666 万 1,349 円で、内訳は指定管理納付金 1,459 万 7,043 円、中ノ原スキーセンター屋根が大風で破損した時の災害共済金 206 万 4,306 円であります。第 25 款町債は、中ノ原スキーセンターの屋根改修工事としての辺地債 8,280 万円であります。

次に歳出では、第 5 款索道費が 9,983 万 6,156 円で、主なものといたしまして、中ノ原スキーセンターの屋根以外に係る施設修繕費が 122 万 5,800 円、中ノ原スキーセンター屋根改修工事にかかる設計委託料 656 万 6,400 円、同工事費 7,630 万 8,480 円、リフト敷地使用料が 1,236 万 7,870 円、スキー場関連の負担金及び補助金が 204 万 4,000 円などであります。

次に、議案第 118 号 平成 28 年度大山町水道事業会計決算の認定について、提案理由のご説明をいたします。

はじめに業務の状況ですが、給水栓数 5,637 栓、給水人口 1 万 4,231 人に年間総配水量 173 万 6,431 立方メートルを供給し、有収率は 81%でした。経理の状況につきまして、決算報告書 1 ページは消費税込で収益的収入及び支出の収入、第 1 款水道事業収益は 2 億 9,219 万 3,677 円、支出の第 1 款水道事業費用は 2 億 7,672 万 799 円であります。

次に、資本的収入及び支出の第 1 款、資本的収入は企業債の借入 4,570 万円、企業債償還の補助としての出資金 2,761 万 3,515 円、水道管の移転補償の工事負担金 83 万 7,368 円、前簡易水道統合整備工事の補助金 973 万 6,000 円で合計 8,388 万 6,883 円であります。

続きまして、資本的支出では、前簡易水道統合整備工事等による建設改良費が 5,698 万 9,440 円、企業債償還金が 1 億 1,288 万 9,355 円で、資本的支出合計が 1 億 6,987 万 8,795 円となり、資本的収入の不足する額 8,599 万 1,912 円は、当年度分消費税資本的収支調整額 422 万 1,440 円と過年度分損益勘定留保資金 8,177 万 472 円で補填しております。

続きまして、収益的収支の詳細ですが、決算報告書 8 ページの消費税抜きの収益費用明細書によりご説明いたします。

第 1 款水道事業収益の中の営業収益で主なものは、水道使用料で 1 億 9,416 万 1,902 円、その他営業収益の他会計負担金 500 万円は町からの消火栓維持管理負担金、開拓専用水道管理負担金であります。

また、当該年度新規加入が 20 件あり、加入金 215 万円を計上しています。

次に営業外収益の他会計補助金 711 万 8,748 円は、企業債の利息補助等を一般会計から受けたものであります。

次に 9 ページをご覧ください。第 1 款水道事業費用ですが、第 1 項 営業費用の原水及び浄水費の委託料 743 万 6,700 円は水質検査料金、動力費 1,518 万 4,304 円は水源地等の電気料金であります。

続きまして、配水及び給水費 4,261 万 24 円は、職員 2 名分の給料、手当等とメータ

一検針等に要する委託料 531 万 6,420 円、配水管修繕等に要した修繕費 2,220 万 1,195 円が主なものであります。

次の総係費 2,390 万 8,831 円は、職員 1 名分の給料、手当等と水道事業基本計画・変更認可設計業務等の委託料 1,692 万 5,000 円が主なものであります。減価償却費につきましては、構築物等の減価償却費により 1 億 4,528 万 1,244 円であります。

続きまして、第 2 項営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息 2,779 万 3,518 円は企業債利息、雑支出のその他雑支出 23 万 7,008 円は、控除対象外消費税の精算であります。

最後に、第 3 項特別損失 284 万 8,388 円は、過年度損益修正損 3 万 882 円と貸倒損失 281 万 7,506 円であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） ここで休憩いたします。再開は 11 時 20 分とします。

午前 11 時 10 分休憩

午前 11 時 20 分再開

○議長（杉谷 洋一君） 休憩に引き続きまして会を再開いたします。

今、執行部、町長のほうから発言訂正がありました。これを認めます。はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 失礼します。先ほど提案理由の説明で議案第114号のなかで、数字の読み間違いがありましたので、訂正させていただきます。風力発電事業の歳出のほうの第10款償還金利息を985万76円と申しましたが、正しくは98万5,076円でした。訂正させていただきます。

○議長（杉谷 洋一君） 先ほどの発言訂正に対しましてご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） はい、ではこれを認めます。

○議長（杉谷 洋一君） 続きまして平成28年各会計決算に関する議案についての提案理由の説明が終わりましたので、ここで監査委員の審査報告を求めます。

石黒澄男代表監査委員。

○代表監査委員（石黒 澄男君） おはようございます。

平成 28 年度大山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査結果につきまして意見を申し上げます。

私と西山監査委員の 2 名で審査を行ったところではございますけれども、私のほうが代表して報告させていただきます。

意見書の説明の前にですけれども、暑い中、細部にわたって審査に協力いただきました大山町職員の方々に感謝申し上げます。

意見書につきましては、お配りしておりますので、主だったところのみ朗読させていただきます報告とさせていただきます。

まず第1の審査の概要につきましては省略させていただきます。

第2の審査の結果についてでございます。

1の決算計数についてですが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書・歳入歳出事項別明細書及び財産に関する調書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、適正なものと確認しました。

また、決算に表示されている計数は、関係諸帳票及び証憑書類の計数と合致しており、正確であると認められました。

予算執行及び出納事務処理に係る各会計の数値につきましても、適正に執行されていることが認められました。

第2の執行状況についてですが、各会計の予算執行の内容につきましては、予算計上の趣旨を踏まえて、概ね有効・適切に執行されていることを確認しました。町税の減額を賄うほどのふるさと納税の増収が貴重な自主財源となっているほか、有利な起債の活用など安定した財政運営が図られていますが、平成27年度比35%の大幅な増となっている町債が13億7,400万円と、ここ数年来の決算額となっていることや、合併算定替え措置の1割から3割への縮減増を主因とする普通交付税の減額が、今後の留意すべき点となっています。

今後も、歳入・歳出両面で相応の対策を講じ、将来にわたって持続可能な安定した財政構造を確立されたいとしております。

次の第3の会計別執行状況については省略させていただきます。

続いて第4資金運用状況についてです。

平成28年度における一般会計及び特別会計の資金運用状況は、適正に行われているものと認められました。

平成28年度末の基金現在高は61億6,067万5,000円と、前年度末に比べて2億2,278万2,000円増加しています。なお基金現在高は、昨年度までの現金の残高に、土地開発基金の土地(不動産)保有部分2億298万2,000円が加わったものとなっています。

基金は、安全性の上に有利性を考慮した運用が図られてきていますが、今後はさらに厳しい財政運営となることが十分に予測されますので、その運用については財政計画等をしっかり考慮し対処されたいとしております。

つづいて第5財産管理の状況についてですが、平成28年度における財産管理の状況は、活かすべき物を活かすなどされ、適正に行われているものと認められました。

第6の主要事業の執行状況についてですが、平成28年度においては、地方創生関連事業の取り組みに、名和クリーンセンターの大規模修繕事業や大山中学校大規模改修事

業などの大型事業が加わり、各担当課の事務量増が心配されるところでしたが、概ね適正に執行されているものと認められました。

また、すでに主要事業といえる存在になりましたふるさと応援基金事業も、新たな基金積立金が、5,057万5,000円増の2億2,593万3,506円、返礼品等の経費1億2,511万7,919円を差し引いても実質的に1億81万5,587円に上るなど、大きな成果として評価できる場所であるとしております。

最後に第7の指摘事項等についてです。

指摘事項としましては、1軒です。このたびの決算審査に当たって各課から提出いただいた資料により、詳細な工事・業務の執行の様子を確認することができましたが、工事・業務完了後に行われる検査の実施について一部適正ではない部分が見受けられました。地方公共団体の行う契約に準用されている「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律」によりますと、完了検査は、工事については2週間以内、それ以外(業務等)については10日のうちにと規定されているものの、それが守られていないものが見受けられました。

工事と業務の混同による勘違いによるものと思われそうですが、遵守に努めていただきたいとしております。

監査意見としては3件あげております。

1件目ですが、各課の事業・事務の執行状況を確認する中で、地方創生関連事業、大山開山1300年関連事業等、新たな事業・事務が多数発生しており、その継続も当然のように行われているところですが、今年の監査意見でも述べたとおり、定員事情が厳しい以上、所期の目的を達成したと見込まれる事業や費用対効果が乏しい事業などの安易な継続実施は、職員への過重な負担、他の重要事業遂行の妨げになる可能性が大きいので、思い切った廃止等の事業・事務の見直しが望まれるところであるとしております。

2件目です。各種公有財産の適正な数値の把握、修正作業に戸惑いが見られます。新地方公会計制度対応も含め、財産管理は重要なものであるとの認識の上で、公有財産の早急な信頼値の把握が期待される場所であります。

3件目に、平成28年度中に発覚したさまざまな不適切事務事案については、監査委員としてもその責任を痛感している場所でありまして、この再発防止対策として、監査体制を含めての抜本的な改善策を望む場所であるとしております。

続きまして平成28年度水道事業会計決算意見書の説明を申し上げます。

審査の概要、審査した書類、収益的収入支出及び利益の状況そして業務内容につきましては、資料に記載の通りでございますので、説明は省略させていただきます。

最後の結びのところを読み上げます。

消費税を除いた本年度の収益的収支における総収益は、2億7,651万8,460円、総費用は、2億7,109万5,127円で、当年度の利益は542万3,333円となっております。簡

易水道の統合に伴う工事費等により、利益は昨年度より減少しております。

続きまして平成 28 年度決算に基づく大山町健全化判断比率の審査についての意見でございます。

1 番の審査の概要については説明を省略させていただきます。

2 番の審査の結果のうち、総合意見としましては、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。としております。

2、個別意見でございます。平成 28 年度の実質赤字比率は、実質赤字を生じていないため、前年度と同様に該当なしとなっております。

次の平成 28 年度の連結実質赤字比率は、これも実質赤字を生じていないため、前年度と同様に該当なしとなっております。

平成 28 年度の実質公債費比率は 8.7%で、早期健全化基準の 25.0%と比較しますと、これを下回っています。また平成 27 年度と比較しましても、さらに 0.3 ポイントの低下となっております。

平成 28 年度の将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回り、前年度と同様に該当なしとなっております。

是正改善を要する事項ですが、審査に付された地方公共団体財政健全化法に基づく判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、是正・改善を要する事項はないと認められます。

最後に平成 28 年度決算に基づく大山町資金不足比率の審査についての報告でございます。

1 番目の審査の概要につきましては、説明を省略させていただきます。

2 番目の審査の結果でございます。

総合意見としましては、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、平成 28 年度決算書等と照合した結果、いずれも適正に作成されているものと認められているとしております。

次の個別意見につきましては、審査結果のとおり、実質的な資金不足が発生している会計もなく、各公営企業会計においては、経営健全化基準を充たしていると判断できますが、現下の厳しい経済情勢を鑑み、財政の健全化に向けてなお一層努力されたいとしております。

是正改善を要する事項につきましても特に指摘すべき事項はないとしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（杉谷 洋一君） 石黒、西山両監査委員さんには、平成28年度の決算審査について、大変お世話になりました。厚くお礼申し上げます。

日程第 22、議案第 119 号～日程第 28、議案第 125 号

○議長（杉谷 洋一君） 続きまして日程第 22、議案第 119 号 平成 29 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）から、日程第 28、議案第 125 号 平成 29 年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてまでの計 7 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 119 号 平成 29 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、高等学校通学定期乗車券等購入助成事業、獣肉解体処理施設建設事業の新規計上、ナラ枯れ駆除委託料の追加など、既定の事業内容の変更及び追加の必要が出て来たことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案し、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算第 2 号は、既定の歳入歳出予算の総額に 1 億 6,770 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 107 億 214 万円とするものであります。

次に、第 1 表を歳入から各款をおって主なものについてご説明申し上げます。

第 30 款地方特例交付金は額の確定に伴い 6 万 6,000 円の減額をしております。第 35 款地方交付税は 9,835 万 7,000 円を追加しております。第 55 款国庫支出金は 4,418 万 5,000 円の追加で、主なものは第 10 項国庫補助金の総務費国庫補助金で社会保障・税番号制度システム整備費補助金 903 万 4,000 円の追加、教育費国庫補助金で学校施設環境改善交付金 2,576 万 3,000 円の新規計上などであります。第 60 款県支出金は 5,268 万円の追加で、主なものは第 10 項県補助金の農林水産業費県補助金で中山間地域所得向上対策事業費補助金 1,659 万 1,000 円、松くい虫等防除事業補助金 2,100 万円の追加などであります。第 65 項財産収入は 85 万 4,000 円の追加で、土地売払収入 85 万 4,000 円を追加しております。第 70 款寄附金は 1,040 万円の追加で、ふるさと応援寄附金 1,000 万円の追加などあります。第 75 款繰入金は 32 万 7,000 円の追加で、ふるさと応援基金繰入金 32 万 7,000 円を追加しております。第 85 款諸収入は、86 万 7,000 円を追加しております。第 90 款町債は、3,990 万円を減額しております。

次に歳出について、人件費を除く主なものについてご説明申し上げます。

第 10 款総務費は、2,162 万 9,000 円の追加で、第 5 項総務管理費の一般管理費でふるさと応援基金事業 1,000 万円の追加、企画費で高等学校通学定期乗車券等購入助成金 850 万円の新規計上、第 15 項戸籍住民台帳費の戸籍住民台帳費で番号制度に係る住民基本台帳システム改修委託料 903 万 5,000 円の追加などあります。第 15 款民生費は、4,013 万 5,000 円の追加で、主なものは、第 5 項社会福祉費の障害者福祉費で医療費の増による自立支援医療給付費 690 万円の追加などあります。第 30 款農林水産業費は、6,244 万 7,000 円の追加で、主なものは、第 5 項農業費の農業振興費で狩猟者の捕獲体制の強化とジビエ振興による地域産業の活性化を図るための獣肉解体処理施設建設事業 3,766

万 8,000 円の新規計上、第 10 項林業費の林業振興費で被害木発生に伴うナラ枯れ駆除委託料 2,100 万円の追加などであります。第 35 款商工費は、1,206 万 2,000 円の追加で、主なものは、上下水道の布設が必要となったことによる大山 I C（インターチェンジ）工業団地進入路工事 653 万 1,000 円の追加などであります。第 40 款土木費は、833 万 2,000 円の追加で、主なものは、第 10 項道路橋梁費の道路維持費で道路修繕料 230 万円、道路維持管理委託料 287 万 1,000 円の追加などであります。第 45 款消防費は、災害時に活動する服装を統一するための防災服購入費 266 万 2,000 円を追加しております。第 50 款教育費は、1,671 万 9,000 円の追加で、主なものは第 20 項社会教育費の文化財費で道路災害防除工事の実施に伴う長野城発掘調査事業 647 万 9,000 円の追加などあります。第 60 款災害復旧費は、平成 29 年 7 月豪雨被害による農業施設災害復旧工事 400 万円の新規計上であります。

人件費の補正であります。27～29 ページに記載しております。

次に予算書 5 ページの「第 2 表 債務負担行為補正」ですが、防災服購入 266 万 2,000 円、地域おこし協力隊事業（地域プロデューサー分）1,200 万円、地域おこし協力隊事業（農業分）3,600 万円、外国語指導助手業務委託事業 4,678 万 6,000 円、学校給食調理等業務委託事業 2 億 1,506 万 1,000 円を追加しております。

最後に予算書 6 ページの「第 3 表 地方債補正」ですが、額の確定に伴い臨時財政対策債を 3,070 万円減額、獣肉解体処理施設建設事業に係る合併特例債 1,660 万円の増額、中山中学校空調整備事業及び名和中学校武道館吊り天井改修事業の国庫事業採択に伴い過疎対策事業債を 2,580 万円減額しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 120 号 平成 29 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案件は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 200 万円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ 1,214 万 6,000 円とするものであります。

歳入からご説明いたします。

第 25 款繰越金 200 万円は繰越金の増額によるものです。

次に歳出についてご説明いたします。

第 5 款総務費 200 万円増額の内訳は、配水設備修繕料が 100 万円の増額、積立金 100 万円は水道施設整備基金積立金の増額であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 121 号 平成 29 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 32 万 6,000 円を加え、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,684 万 6,000 円とするものであります。

第1表を歳入からご説明いたします。

第10款繰入金は一般会計からの繰入金で32万6,000円を増額といたしております。

次に歳出につきまして説明いたします。

第5款総務費を32万6,000円を増額といたしております。これは、バイオトイレの汲み取り量が増加しており、それに対応するための増額であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第122号平成29年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万5,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億7,374万4,000円とするものであります。

はじめに、歳入から説明します。

第5款診療収入を36万5,000円増額するものであります。

次に歳出について説明します。

第5款総務費36万5,000円増額は、大山診療所の貯水槽の修繕料及びインターネット回線の導入にかかる負担金などであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第123号平成29年度大山町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明をいたします。

規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,323万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億9,913万4,000円とするものであります。

歳入から説明いたします。

第15款国庫支出金76万5,000円の減額は、介護給付費負担金の交付見込によるものであります。第25款県支出金76万5,000円増額は、介護給付費負担金の交付見込によるものであります。第30款繰入金56万1,000円増額は、職員人件費の118万円減額と地域支援事業費174万1,000円増額によるもので、一般会計からの繰入金であります。第35款繰越金は、1,267万2,000円を追加しております。

次に歳出について説明いたします。

第5款総務費118万円の減額は、職員人件費の減額によるものであります。第15款地域支援事業費1,441万3,000円増額は、主に介護予防・生活支援サービス事業費の増額によるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第124号平成29年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ33万7,000円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ5億479万4,000円とするものであります。

歳入からご説明いたします。

第 10 款使用料及び手数料 5 万 4,000 円を増額するものであります。第 25 款繰越金 8 万 3,000 円を追加しております。第 30 款諸収入 20 万円の増額は、物件移転補償費であります。

歳出についてご説明いたします。

第 5 款事業費第 10 項公共下水道事業費 33 万 7,000 円の増額は県道松河原名和線歩道設置工事に伴う下水道施設支障移転工事によるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 125 号 平成 29 年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、7 月の落雷により赤松調整池の水位計が被災したため、収益的収入及び支出について補正を行うものであります。

まず、収益的収入でございますが、第 1 款水道事業収益第 3 項特別利益目 3 その他特別利益の 78 万 1,000 円の増額は、共済金を受け入れるものであります。

次に収益的支出でございますが、第 1 款水道事業費用第 3 項特別損失目 3 臨時損失 78 万 1,000 円の増額は、故障した水位計を修繕するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

散会報告

○議長（杉谷 洋一君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、明日 9 月 7 日に会議を開きますので、午前 9 時 30 分までに本議場に集合してください。本日は、これで散会します。

午前 11 時 51 分散会